

# マイナンバーの概要と対策

有限会社 西尾経営センター 寺田税理士・社会保険労務士事務所

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目9番2号

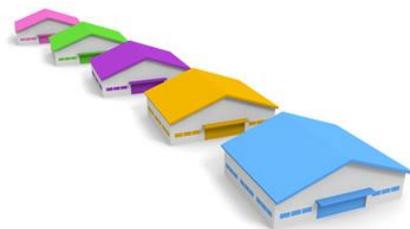
TEL 06-6772-5488・5037 mail k-nisio@rose.ocn.ne.jp

<http://taxlabor.com/>

# マイナンバー概要

※※マイナンバー制度とは

- ・複数の行政機関に存在する個人の情報をマイナンバーにより管理することによって、社会保障や税制度における行政を効率化と公正・公平な社会を実現することを目的としている。



現在、行政が保管している個人の情報は、行政機関や地方自治体がそれぞれのデータベースにバラバラに保管している。

マイナンバー制度が始まると・・・

行政機関や地方自治体がバラバラに保有している個人情報をつなげることができるようになり、各種申請を行う際に必要な情報を申請者が添付することなく行える。



国民にとって、行政に提出する書類などが簡素化されるメリットがある！！

# マイナンバーって何？

マイナンバーは、数字のみで構成される12桁の番号です。  
これは、住民業を有するすべての方に対して採番されます。

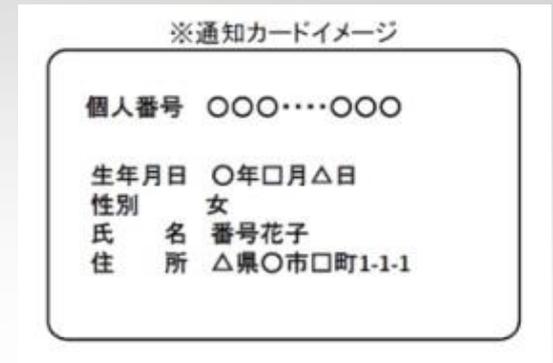
・マイナンバーには何が記載されているの？

基本4情報+12桁の個人番号

●基本4情報って？

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 性別

マイナンバーは、生涯同じ番号  
で、自由に変更はできない。



※個人番号カードイメージ



・同時に法人に向けても、法人番号の通知が始まります。

2015年（平成27年）10月から、国民へマイナンバーを順次  
発送され、2016年（平成28年）1月より利用が開始されます。  
また、マイナンバー通知後、市区村に申請すると、個人番号  
カードが発行されます。

ICチップが搭載され、el-taxにも利用できます。

# 個人番号カードって発行した方が良い？

・個人番号カードには、5つのメリットがあります。

- ① 身分証明書として利用できる。
- ② 国民健康保険証として利用できる。(平成29年予定)
- ③ 個人番号を確認する場面で利用できる。  
(例えば・・・就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)
- ④ 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスで利用できる。
- ⑤ 確定申告でel-taxで利用できる。



・発行する？しない？

個人番号カードの有効期限は5年ですので、5年目以降には発行代金がかかります。

しかし、身分証明書としてもel-taxの電子証明書としても使え、マイナンバーの提示を求められたときにも利用できるの、便利なので、発行をおすすめします。

# マイナンバー制度による税務関係の変更

- 法定調書へのマイナンバーの記載

法定調書には、支払者及び支払いを受ける者の個人番号又は法人番号を記載

※平成28年1月1日以降の金銭等の支払等にかかる法定調書から

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払者 受ける者	東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号 国税 太郎	個人番号 法人番号	987654321098
区分	課目	支払金額	源泉徴収税額
外交員報酬		2400000	98016

※「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、右側の1桁空を空けて、右詰めで記載してください。

【注】この図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

支払者  
受ける者

東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号  
国税商事株式会社

個人番号  
法人番号

1234567890123

- 源泉所得税、住民税に関するマイナンバーの取扱い

『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』

『給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書』

『退職所得の受給に関する申告書』

『公的年金等の受給者の扶養控除申告等申告書』

個人番号又は法人番号の記載

※平成28年1月1日の属する年分の申告書から

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

※この図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

- その他の税務に関するマイナンバーの取扱い

法人税 ⇒ 平成28年1月1日以降に開始する事業年度の申告書から

贈与税・相続税 ⇒ 平成28年1月1日以降の申告書から

申請書・届出書 ⇒ 平成28年1月1日以降に提出する申請書等から



# マイナンバーの収集（従業員編）

## マイナンバーの収集

マイナンバーの収集には、従業員からマイナンバーを提出してもらっただけでなく、『本人確認』も必要です。

早めに収集しましょう！！

なりすまし等を防止するため“厳格”な『本人確認』を行います！！

- 個人番号カードを持っている場合

『身元確認』と『番号確認』が、カード1枚で可能です。

- 個人番号カードを持っていない場合

『運転免許所』または『パスポート』で身元確認

『通知カード』または『住民票（マイナンバー付）』でマイナンバーを確認

- 扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要となる場合

『国民年金第3号被保険者関係届』については、会社への提出義務者は扶養親族であることから、会社が扶養親族の本人確認が必要になります。

実務上は扶養親族の身元確認は不可能なので、

委任状＋代理人の身元確認＋扶養親族の番号確認 となります。



# マイナンバーの収集（取引先編）

## ■ 支払調書への個人番号や法人番号の記載

税理士などの士業の方へそれぞれの専門業務を依頼することで発生する報酬の支払いについて作成する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」や、事業所などの不動産を借りている場合に作成する「不動産の使用料等の支払調書」があります。

報酬を支払う側は、支払調書を作成する際にマイナンバーが必要なので、支払先にマイナンバーを提供してもらう必要があります。

また、株主への配当の際に支払調書を出しますが、この時も同様にマイナンバーを記載しますので、企業は株主からもマイナンバー取得の必要が生じます。

実務上、マイナンバーを書留で送ってもらうことが多くなると思います。その際も身元確認が必要のため、運転免許所等のコピーも一緒に送ってもらいましょう。『個人番号カード』のコピーは身元確認も兼ねています。

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者 氏名又は名称	住所(国名) 又は所在地	個人番号又は 法人番号	区分	細目	支払金額		源泉徴収税額	
					円	千	円	千
(備考)								
支払者 氏名又は名称	住所(国名) 又は所在地	個人番号又は 法人番号	(電話)					
整理欄 ①				②				

# マイナンバーで求められる対応

## \* \*\* マイナンバーの管理対策

### ■ マイナンバーの管理者と事務担当者を決める

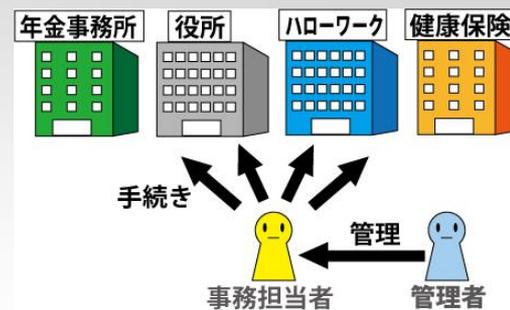
マイナンバー管理者

集めたマイナンバー情報を管理監督する役目です。

マイナンバー事務担当者

従業員からマイナンバーを集め、各種手続きの書類を作成する役目です。

また、顧問の税理士や社会保険労務士へのマイナンバーの対応者です。



### ■ マイナンバーのデータ保管方法

- 管理するパソコンには『ログインパスワード』でロックする。
- 管理するパソコンは『持ち出せない』ようにする。
- 管理するパソコンには『セキュリティソフト』を入れる。
- エクセルなどにまとめた場合は『パスワード』でロックする。
- 外部へメール送信する場合は、『データ』と『パスワード』を一緒に送信しない。
- 紙で管理する場合には、『鍵のかかる金庫等』に入れる。
- 退社した社員のマイナンバーは速やかに番号を破棄する。
- 事務作業をするパソコンは後ろから他の者が見えない位置に配置する。

# マイナンバーの提出を拒んだ場合の対応

---

Q：マイナンバーの提出を従業員が拒んだ場合

A：個人番号の欄が空白であっても書類の受け取りが拒否されるということはないようです。

ただし、安易に個人番号欄を空白にして提出することは避けた方が良いでしょう。やはり、従業員に再度マイナンバー制度を説明・理解してもらうことが先決です。それでも従業員が拒んだ場合は、・・・

提出先の公官庁に判断を仰ぐこととなります。が、従業員への説明、そしてその結果拒まれたという経緯の詳細は、メモをとり残しておきましょう。経緯の詳細が残っていないと、従業員が拒んだのか会社で保管していた従業員のマイナンバーを紛失したのか分からなくなるためです。

さあ、  
マイナンバー対策にとりかかろう！！

